

高座清掃施設組合議会会議録

平成23年第 1 回定例会

平成23年 3 月 30 日

高座清掃施設組合議会第1回定例会会議録

平成23年3月30日（水）午前10時10分、高座清掃施設組合議会第1回定例会を海老名市役所議事堂に招集した。

1 出席議員 15名

長谷川 光 君	安 海 のぞみ 君
吉 川 重 夫 君	沖 永 明 久 君
松 本 春 男 君	鈴 木 守 君
松 澤 堅 二 君	坂 本 俊 六 君
綱 嶋 洋 一 君	志 村 憲 一 君
青 柳 慎 君	市 川 敏 彦 君
柏 木 育 子 君	山 口 良 樹 君
飛 田 昭 君	

2 欠席議員 なし

3 付議事件

日程3 議員提出議案第1号 組合長の専決処分事項の指定について

日程4 議案第1号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程5 議案第2号 高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部を改正する条例

日程6 議案第3号 平成22年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）

日程7 議案第4号 平成23年度高座清掃施設組合一般会計予算

4 説明のため出席した者 9名

組 合 長 内 野 優	事 務 次 長 加 藤 嘉 之
副 組 合 長 笠 間 城 治 郎	総 務 課 長 芳 賀 順 一

副 組 合 長 遠 藤 三 紀 夫 施 設 課 長 中 村 大 義
会 計 管 理 者 片 倉 祐 司 施 設 課 長 補 佐 小 野 沢 直 仁
事 務 局 長 赤 澤 真 二

5 出席した事務局職員 3名

総務課総務係長 鈴木 茂 総務課主任主事 武井 真吾
総務課主査 丸岡 太

6 速記員出席者 1名

株式会社 澤速記事務所
速記士 大場 久美子

7 会議の状況 (午前10時10分 開会)

◎議長（長谷川 光君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより平成23年第1回高座清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

会議に先立ち、このたびの東北から関東地方の広範囲にわたり甚大な被害をもたらした地震によりまして多くのとうとい命が奪われました。ここに謹んで犠牲になられた方々に哀悼の意を表するとともに、ご冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと存じます。ご起立をお願いいたします。

黙祷。

(起立・黙祷)

◎議長（長谷川 光君） 黙祷を終わります。ご着席願います。

それでは、本定例会開会に当たり、組合長より招集のあいさつをお願いいたします。組合長。

◎組合長（内野 優君） おはようございます。各市議員の皆様方におかれましては、各市議会3月定例会終了後の年度末の大変お忙しい中、平成23年第1回定例会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、このたび3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震につきまし

ては、依然として行方不明者も多く、福島第一原発の問題につきましてもさまざま
な対応をとられておりますが、解決までには至らない現状でございます。

この地震では、死者、行方不明者を合わせますと2万8,000人以上、そして重
軽傷者は2,000人以上など想像を絶する未曾有の甚大な被害となっており、今後
もさらなる被害の拡大が懸念されており、この場をおかり申し上げまして、改め
て被災された方々に心よりお見舞い申し上げるとともに、お亡くなりになられま
した方々に哀悼の意を表します。

さて、高座清掃施設組合では、し尿処理施設で配管等が破損し、一時受け入れ
不能となりましたが、藤沢市に急遽受け入れを依頼しました。このため、このこ
とによる市民への影響はありませんでした。

ごみ処理施設につきましては特に被害はありませんでしたが、計画停電に対し
ては、停電時間内においては炉内温度を保ちながら焼却を休止するなどの措置に
より、構成市のごみ受け入れに支障がない対応をとっております。

温水プールに関しましては、余震などへの対応として休館しておりましたが、
余震も大分少なくなってきており、本施設は焼却施設からの余熱を利用したもの
であるため、4月1日から開館時間を短縮し、計画停電への対応を考慮しながら
開館することといたしました。

本郷老人福祉センターは、避難者の受け入れ施設として活用することとしてお
ります。今後、希望があれば随時対応してまいります。

今後とも、議員各位におかれましては、ご理解、ご協力をお願いいたします。

続きまして、本日の議案は、条例に関する一部改正について2件、平成22年度
一般会計補正予算（第3号）についてと平成23年度一般会計予算であります。よ
ろしくお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。

◎議長（長谷川 光君） 組合長のあいさつが終わりましたので、これより会議
を開きます。

なお、例月出納検査の結果報告についてはお手元に配付のとおりであります
ので、ご了承を願います。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定

例会の会期を本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(長谷川 光君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第99条の規定により、議長において、沖永明久議員、志村憲一議員を指名いたします。

次に、組合長より、本定例会に上程される議案の一括説明を求めます。組合長。

◎組合長(内野 優君) それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。提案理由といたしましては、局長の職務及び職責にかんがみ、同職務に対応する職務の級を新設するためであります。詳細につきましては事務次長から説明いたします。

次に、議案第2号 高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。提案理由といたしましては、構成三市の負担金の積算方法を明確にしたいため、所要の改正を行うものでございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に、議案第3号 平成22年度高座清掃施設組合一般会計補正予算(第3号)についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ816万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,804万2,000円にするものでございます。歳入につきましては、諸収入の減、国庫支出金の増をお願いするものでございます。歳出につきましては、衛生費の増及び予備費の減でございます。詳細につきましては事務次長から説明いたします。

次に、議案第4号 平成23年度高座清掃施設組合一般会計予算についてでございます。一般会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,558万2,000円とするもので、前年度比0.49%増、1,754万6,000円の増額となります。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。一括説明を終わります。

◎議長（長谷川 光君） 組合長の一括説明が終わりましたので、日程を継続いたします。

次に、日程第3 議員提出議案第1号 組合長の専決処分事項の指定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。鈴木守議員。

◎（鈴木 守君） それでは、議員提出議案第1号 組合長の専決処分事項の指定について説明をさせていただきます。

賛成議員各位の氏名及び案文につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご高覧いただきたいと思います。

組合長は、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づき、議会が指定したものについて専決処分できることとされております。本組合議会では、この専決処分事項について、平成17年6月29日の議決で、組合の義務に属する損害賠償で50万円以下のもの、同じく保険等により給付される保険金で処理されるものを組合長に委任することが適切であるとし、指定しているところであります。

このほど、1点目として、新たに法令の改正または廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、条項を引用し規定を整理する場合、またはそれに伴う文言整理を行う場合など条例の趣旨を変えない軽易な字句等の改正に関するものを組合長の専決処分事項の指定に追加したいということ。

2点目として、組合の損害賠償における示談書書面の作成や賠償額の決定について、同法第96条第1項の各号に規定する議会の権限のうち、いずれに該当するかを明確にするため、規定文言の整理を行いたいということ。

以上、指定事項の見直しを提案するものでございます。

改正内容であります。平成17年6月29日議決の組合長の専決処分事項の指定についてを次のように改正するものでございます。

地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定により、組合長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

1として、条例の趣旨を変えない軽易な字句等の改正に関すること。

2として、組合の義務に属する損害賠償（保険金に加算して支払う場合も含む。）で50万円以下の和解及びこれに伴う損害賠償の額の決定に関すること。

3として、組合の義務に属する損害賠償が保険等により給付される保険金で処

理される場合における和解及びこれに伴う損害賠償の額の決定に関すること。

附則として、この議決の効力は、平成23年4月1日から生じ、同日以後に生じた事項から適用する。

以上であります。よろしくご審議いただき、本議案の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

◎議長（長谷川 光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、質疑に対する答弁は自席にて行います。質疑はございませんか。沖永議員。

◎（沖永明久君） それでは、議員提出議案第1号 組合長の専決処分事項の指定について質疑をしてみたいです。

1点目は、ここに示されております条例の趣旨を変えない軽易な字句等を改正する場合とは一体どういう場合が想定できるのか、具体的に明らかにしていただきたいと思います。

2点目は、大変その判断が難しいかと思うのですが、条例の趣旨を変えないと判断する基準について明らかにしていただきたい。

そして3点目としましては、既にこの条文に関しては海老名市の専決処分の指定についてというところでも同様の規定がされているようですが、これまで海老名市ではこの条項を適用されたことがあるのか、ご承知ならばその点を明らかにしていただきたいと思います。

そして、すみません、今気がついたんですけれども、鈴木議員がお読みになったこの専決処分の指定についての1のところで「条例の趣旨を変えない軽易な字句等の改正」とお読みになりましたけれども、文書は「条例の趣旨を変えない軽易な字句等を改正に関すること。」で、日本語としてはおかしいですね。恐らく今お読みになった「字句等の改正に関すること」というのが正しいというふうに思われます。急遽で申しわけないんですけれども、今聞いていて思ったんですが、間違いなのかどうなのか。その点に関してのまず説明を求めたいと思います。

◎議長（長谷川 光君） 鈴木議員。

◎（鈴木 守君） 最初に「字句等」ということでございますが、「字句等」と読んだつもりでございまして、もし漏れていましたら「字句等」でございまして、沖永さんが言われていた……（「『を』か『の』か」と呼ぶ者あり）「の」

です。（「これが『を』と書いてあるから。間違いで」と呼ぶ者あり）私は「の」のつもりで発言させていただいております。「の」でいいと思うんです。（「まずいでしょう」と呼ぶ者あり）ちょっと事務局、調整していいですか。休憩をとっていただけますか。

◎議長（長谷川 光君） 暫時休憩します。

（休憩午前10時24分）

（再開午前10時51分）

◎議長（長谷川 光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの文言訂正に対する説明を求めます。鈴木議員。

◎（鈴木 守君） 議長、壇上で訂正をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

◎議長（長谷川 光君） 登壇してください。

◎（鈴木 守君） 先ほど提案しました議案について、配付しました議案書の表記に誤りがありましたので訂正をお願いいたします。

第1項の「字句等を」を「字句等の」に変更をお願いします。なお、議案書の差しかえをお願いいたします。以上でございます。

◎議長（長谷川 光君） ただいま鈴木守議員より訂正の報告がございました。この説明についてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） ご異議なしと認めます。

それでは引き続き、質問者に対する答弁をお願いします。鈴木議員。

◎議長（鈴木 守君） 先ほど条例の趣旨を変えない軽易な字句等の改正をする場合とはどのような場合が想定できるのかを具体的に明らかにさせてくれと、こういうことでしたが、先ほど提案理由の中で説明したとおりでございますが、基本的には法令の改正または廃止に伴い条例中の引用する規定を整理や文言の整理の場合などが想定されます。例えばでございますが、自治体の条例は法の規定に基づいて制定されるものが多くありますが、この根拠法令に条の繰り上げ、繰り下げを行う改正があった場合、当該条例を改正する必要があります。この場合は条例の内容は全く変更がありません。したがって、議会で議論をする必要がないと思います。このような場合を想定しております。また、特に高座清掃

施設組合の場合は定例会が年2回のため、地方自治法第179条の専決処分を行うこととなりますので、ここで改正をし、同法第180条の専決処分を行うことが望ましいと、こう考えているところであります。

それから、条例の趣旨を変えないとする判断基準は何かというふうなことでございますが、文字どおり、条例の趣旨を変えないことが判断基準となります。辞書的には、事を行うに当たってのもとになる考えや主なねらいを変えないということになります。この判断は、専決処分者であります高座清掃施設組合長が行うこととなります。また、専決処分後は、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告されます。

それと海老名市の市長の専決処分の指定についてでも同様の規定があるが、これまでにこの条項を適用されたことがあるかというふうなことでございますが、海老名市の例を聞かれましたので、年に数件適用しております。平成21年に1件、平成22年に1件、今年に入って1件、この規定に基づいて条例改正を行っている記憶をしております。また、同様の規定がある綾瀬市さんでも年に2～3回は適用しているというふうなこともお聞きをしているところであります。以上でございます。

◎議長（長谷川 光君） ただいま質疑に対する答弁がございました。これに対する質疑はございませんか。沖永議員。

◎（沖永明久君） ありがとうございます。今、具体的なところで、いわゆる根拠法の改正等、あるいは題名の改正等ということでは言いましたけれども、確かに非常に難しい問題ではあるんですが、日本語というのは、先ほどのことではないんですが、1字違うと意味が全く違ってくる場合も想定できる場合もございますので、この辺に関しては、もし可決されるとしたら、運用上、慎重さが問われてくることだというふうに思います。ただ、私自身としては、これをあえてこの条項のほうに、専決処分の指定について加えることに関しては余り賛成できるものではありませんが、もし運用される場合にはその点をお気をつけになって、当局に関しては申し述べておきたいと思っております。以上であります。ありがとうございます。

◎議長（長谷川 光君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） ないようでございますので質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論を省略いたしまして直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） ご異議なしと認めます。

これより採決に入ります。議員提出議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（長谷川 光君） 挙手多数であります。よって、議員提出議案第1号組合長の専決事項の指定については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第1号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。事務次長の説明を求めます。事務次長。

◎事務次長（加藤嘉之君） それでは、議案第1号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては先ほど組合長より申し上げましたとおりでございます。

現在、高座清掃施設組合の一般職の職員の給料表につきましては、1級の主事補級から7級の局長級までの7級制をとってございまして、特に7級の局長級につきましては、次長、局長が同一の職務職責とした給料表となっております。しかし、昨今の職員数の削減や多種多様の市民要望等複雑かつ困難な状況の中で、地方公務員法の第24条で規定されている「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。」とされる職務級の原則を踏まえ、さらに職員のモチベーションの向上を図る意味からも、現在の7級のうち局長については給料表に8級を新設し、新たに位置づけるものでございます。

6ページの改正の内容でございますが、第13条第2項の改正は、引用しております地方公務員災害補償法の一部改正によるものでございます。

次に第20条の改正は、8級制導入に伴い、管理職手当を支給する範囲に8級を追加する改正でございます。

次に、第23条の改正でございますけれども、字句の修正でございます。

次に、7ページから9ページの別表第1 行政職一給料表については、新たに8級を導入した表となっております。

10ページの中段でございますが、別表第2の1の表の改正でございますけれども、職員の職務については標準的な職務の内容を定めているものでございますが、標準的な職務内容を整理するとともに、新たに設置する8級の職務を追加したものでございます。

附則でございますが、第1項は、この条例は平成23年4月1日から施行したいものでございまして、第2項以降は、7級から8級に移行する際の級及び号給の切りかえについて規定しております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

◎議長（長谷川 光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。沖永議員。

◎（沖永明久君） それでは、ただいまから議案第1号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

本条例の一部改正に関して反対の点は次の点であります。局長の職務及び職責にかんがみ、同職務に対応する職務級の新設ということで新たに8級が新設されることとなりますが、昨今の経済情勢、特にリーマンショック以降の不況の中で、民間の賃金が低下をし、官民の格差が大幅にまた開いてくる、そういった状

況の中で、あえてこの時期に新たな職務級を新設するということに関していえば、市民感情からしても納得のできないことだというふうに私は考え、反対をするものであります。以上で反対討論を終わります。

◎議長（長谷川 光君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

反対意見はありませんか。

◎議長（長谷川 光君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（長谷川 光君） 挙手多数であります。よって、議案第1号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第5 議案第2号 高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（赤澤真二君） それでは、議案第2号 高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書は18ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては先ほど組合長が申し上げましたとおりでございます。

高座清掃施設組合の運営経費、建設経費につきましては構成三市からの分担金に大きく依存しており、この分担金の算定方法につきましては昭和53年以来大きな見直しがされていないことにより、実情にそぐわない状況等が見られることから、22年度において構成三市と検討を重ね、合意が得られましたので、改正したいものでございます。

新旧対照表の下線でお示しした部分でご説明いたします。22ページをごらんください。第2条は見出しを「用語の定義」とし、分担金の種別についてはそれぞれ等を削った「運営費分担金」、「建設費分担金」とするものでございます。

第3条は、分賦基準をより明確にし、項目ごとの割合を別表として整理したも

のでございます。

第1号の運営費分担金では、アの共通費割、イのごみ処理費割、23ページに渡りますが、ウのし尿処理費割については、構成三市が均等に負担する均等割と、ごみ、し尿の搬入量に応じた割合により分賦するものでございます。

第2号の建設費分担金では、現行では均等割10%、現在人口割40%、計画人口割50%の1項目であったものを、運営費分担金と同様に3項目といたしました。まず、アの共通経費割は均等割と人口割とし、イのごみ処理施設費割、ウのし尿処理施設費割については均等割とごみ及びし尿の搬入量割とするものでございます。

この項目ごとの割合につきましては、申しわけありませんが、21ページに戻りまして、別表1をごらんください。1の運営費分担金の共通費割は均等割40%、ごみ及びし尿搬入費割60%、ごみ処理費割は均等割30%、ごみ搬入量割70%、し尿処理費割は均等割30%、し尿搬入量割70%でございます。

2の建設費分担金の共通経費割は均等割40%、人口割60%、ごみ処理施設費割は均等割40%、ごみ搬入量割60%、し尿処理施設費割は均等割40%、し尿搬入量割60%でございます。

再度、お手数ですが23ページをごらんいただきたいと存じます。下段になりますけれども、第2項は、搬入量の基準を前々年度の年度内搬入量とするものでございます。

第3項は、人口割算定の人口については、前会計年度の10月1日とするものでございます。

24ページに移りまして、第4条は、運営費分担金、建設費分担金の納付方法については規則にゆだねるものでございます。

附則でございますが、この条例は平成23年4月1日から施行したいものでございます。

また、経過措置として、条例施行日前の経費の分賦及び徴収については従前の例によるものでございます。

なお、別冊でこの条例施行規則を配付させていただいておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ですが、よろしくご審議を賜り、ご決定くださるようお

願ひ申し上げまして、説明とさせていただきます。

◎議長（長谷川 光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） 質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（長谷川 光君） 挙手全員であります。よって、議案第2号 高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第6 議案第3号 平成22年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。事務次長の説明を求めます。次長。

◎事務次長（加藤嘉之君） それでは、議案第3号 平成22年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ816万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,804万2,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるも

のでございます。

第2条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正によるものでございます。

2ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。各款項の補正額についてご説明をさせていただきます。

4款諸収入2項雑入は916万2,000円の減でございます。また、新たに款を設定し、6款国庫支出金1項国庫補助金といたしまして100万円を増額するものでございます。歳入合計の補正額は816万2,000円の減でございます。

3ページの歳出でございます。4款衛生費1項清掃費は578万円の増でございます。7款予備費1項予備費は1,394万2,000円の減でございます。歳出合計の補正額は816万2,000円の減でございます。

4ページをごらんください。第2表 債務負担行為補正でございますが、平成22年度当初予算において設定いたしました事項の燃料購入、期間の平成23年度については変更ございません。限度額につきまして156万3,000円から544万4,000円に変更するものでございます。中東の混乱に伴う重油代の高騰及び東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力が行う計画停電時の焼却炉の運転対応により重油使用量が増えることから限度額を変更するものでございます。

5ページは省略させていただきます。

6、7ページをお開きください。補正額の財源内訳でございます。国庫支出金が100万円の増、その他が916万2,000円の減でございます。

8、9ページをお開きください。4款諸収入2項雑入1目雑入916万2,000円の減は、平塚市のし尿処理依頼にかかる搬入量の減少によるものでございます。

6款国庫支出金1項国庫補助金1目衛生費国庫補助金の100万円の増は、平成22年12月3日に発生いたしました冠水災害の復旧に対して交付される廃棄物処理施設災害復旧費補助金を受け入れるために設定するものでございます。

10、11ページをお開きください。4款衛生費1項清掃費3目し尿処理費は578万円の増でございます。平成23年3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震によりし尿処理施設が被害を受け、復旧までの間、し尿等の受入れを藤沢市に処理を委託する費用でございます。

12、13ページでございます。7款予備費1項予備費1目予備費は1,394万2,000

円の減でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議を賜り、ご決定くださるようお願い申し上げます、説明といたします。よろしく申し上げます。

◎議長（長谷川 光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（長谷川 光君） 挙手全員であります。よって、議案第3号 平成22年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第7 議案第4号 平成23年度高座清掃施設組合一般会計予算についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（赤澤真二君） それでは、議案第4号 平成23年度高座清掃施設組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

それでは、予算書の3ページをお開きいただきたいと存じます。第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ35億7,558万2,000円と定めたものでございまして、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表 歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、継続費でございますが、継続費の経費の総額及び年割額は第2表 継続費によるものでございます。

第3条、債務負担行為でございますが、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第3表 債務負担行為によるものでございます。

第4条、歳出予算の流用でございますが、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる規定として、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じる場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めるものでございます。

4、5ページをごらんください。第1表 歳入歳出予算の1.歳入でございます。1款分担金及び負担金は、対前年度比1.2%減の29億9,418万5,000円、2款使用料及び手数料は対前年度比4%増の3億2,650万1,000円、3款国庫支出金は23年度新たに設定いたしました210万円、4款繰越金は対前年度比25%増の2億5,000万円、5款諸収入は対前年度比80.9%減の279万6,000円でございます。歳入合計は対前年度比0.5%増の35億7,558万2,000円でございます。

次に、2.歳出でございます。1款議会費は対前年度比1.3%減の117万8,000円、2款総務費は対前年度比27.4%増の4億367万3,000円、3款民生費は対前年度比12.3%減の2,605万3,000円、4款衛生費は対前年度比2.3%減の27億5,686万6,000円、5款教育費は対前年度比0.4%増の1億2,555万8,000円、6款公債費は対前年度比0.1%減の2億5,225万4,000円、7款予備費は1,000万円で、前年度と同額でございます。歳出合計は対前年度比0.5%増の35億7,558万2,000円でございます。

6ページをお開きください。第2表 継続費でございますが、2款総務費1項総務管理費、施設更新計画業務その2は、平成23年度から26年度までの4カ年継続事業でございます。総額は4,200万円で、年割額は、平成23年度が630万円、24年度が1,155万円、25年度が1,365万円、26年度が1,050万円でございます。同じく一般廃棄物処理基本計画改定業務は、平成23年度から24年度までの2カ年継続事業でございます。総額は787万6,000円で、年割額は、平成23年度が236万3,000円、24年度が551万3,000円でございます。

次に、第3表 債務負担行為でございますが、電気保安業務委託の期間は平成24年度から26年度、限度額は2,047万5,000円、工業薬品購入の期間は平成24年

度、限度額は1,361万6,000円、燃料購入の期間は平成24年度、限度額は172万2,000円、分析委託の期間は平成24年度、限度額は55万4,000円、機器校正業務の期間は平成24年度、限度額は20万6,000円でございます。

次に、7ページでございます。歳入歳出予算事項別明細書でございますが、歳入でございますので、省略させていただきたいと存じます。

8、9ページをお開きください。歳出ですが、歳出合計の財源内訳でご説明させていただきます。特定財源でございますが、国庫支出金が210万円、その他が3億2,897万2,000円、一般財源が32億4,451万円でございます。

12、13ページをごらんください。2 歳入でございます。1 款分担金及び負担金 1 項分担金 1 目分担金 1 節運営費等分担金は29億5,557万5,000円でございます。内訳は、綾瀬市が負担率28.1%の8億3,000万8,000円、海老名市が34.8%の10億2,830万6,000円、座間市が37.1%の10億9,726万1,000円でございます。2 節建設費分担金は861万円で、3 節人件費分担金は、施設整備計画等に伴い各市から1名ずつ派遣される職員の人件費分で、3,000万円でございます。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料30万7,000円は、自動販売機等設置による行政財産使用料でございます。2 項手数料3億2,619万4,000円は、キロ単価25円による事業系廃棄物処理手数料でございます。

14、15ページをごらんください。3 款国庫支出金 1 項国庫補助金210万円は、ごみ処理施設更新計画支援業務に係る交付金で、補助率は3分の1でございます。

4 款繰越金 1 項繰越金 2 億5,000万円は純繰越金でございます。

5 款諸収入 1 項組合預金利子30万円は運用に伴う預金利子で、2 項雑入249万6,000円は、廃品売上代、会社保険事務手数料のほか、平塚市からのし尿受け入れによる一般廃棄物処理手数料でございます。

次に、歳出でございます。18、19ページをごらんください。1 款議会費 1 項議会費117万8,000円は、組合議会議員の報酬、速記事務、視察経費でございます。

20、21ページをごらんください。2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 3 億3,490万5,000円は、特別職と一般職14名分の人件費関係経費、職員健康診断委託料、22、23ページになりますが、最終処分場の借地料、三市への交付金が主なものでございます。

24、25ページの2目財政管理費3,012万2,000円は、事務用消耗品、施設清掃・施設警備業務委託料、電算機等の借料が主なものでございます。

同じく3目企画費3,853万4,000円は、継続費でご説明した施設更新計画業務、一般廃棄物処理基本計画改定業務に係る委託料でございます。

28、29ページをごらんください。2項監査委員費11万2,000円は、監査委員への報酬が主なものでございます。

次に、30、31ページの3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉施設費2,605万3,000円は本郷老人福祉センターに係る経費で、施設の点検修繕費、指定管理料が主なものでございます。

32、33ページをごらんください。4款衛生費1項清掃費1目清掃総務費8億5,116万2,000円は、72名分の人件費関係経費、作業用消耗品などの需用費、電気、水道などの光熱水費、電気保安業務などの委託料、34、35ページに移りまして、下水道使用料が主なものでございます。

2目塵芥処理費18億3,738万4,000円は、焼却炉や粗大ごみ処理施設等の公害防止薬品購入、施設の維持管理及び整備補修などの需用費、焼却灰の熔融等の一般廃棄物処理委託料が主なものでございます。

36、37ページの3目し尿処理費6,832万円は、生し尿、浄化槽汚泥を処理するための薬品購入、施設の維持管理に要する整備補修費などの需用費、施設の維持管理業務などの委託料が主なものでございます。

38、39ページの5款教育費1項保健体育費1目体育施設費1億2,555万8,000円は、施設修繕などの需用費、指定管理料などの委託料が主なものでございます。

40、41ページの6款公債費1項公債費1目元金2億3,836万8,000円は、政府債6件、県貸付金1件の償還で、2目利子1,388万6,000円は元金に係る利子の償還でございます。

42、43ページの7款予備費は前年度と同額の1,000万円でございます。

44ページから49ページまでは給与費明細書、50、51ページは継続費についての調書、52、53ページは債務負担行為に関する調書、54、55ページは地方債の現在高の見込みに関する調書、57ページ以降は分担金の分賦内容と運営費及び建設費分担金の明細書でございます。

また、別冊で予算書説明資料等も配付させていただいておりますので、あわせ

てご高覧をいただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

◎議長（長谷川 光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。沖永議員。

◎（沖永明久君） それでは何点か質疑をいたします。まず、総務費の総務管理費、一般管理費の中の周辺対策協議会の補助金3,208万円についてであります。この周辺対策協議会の補助金というのは、今回でいえば208万円、その他の3,000万円というのが新たにこの年度の予算で措置をされているわけなんです。まずは、通年、これまで行われてきた補助以外のこの3,000万円の補助金について、補助金の支出先及び補助金の性格。つまり事業補助なのか、あるいは団体の運営補助なのか、その点を明らかにしていただきたいというふうに思います。

次に、あわせてこの周辺対策の補助金について、これまで続けられたことについて、何点か事務執行上の点についてお伺いをしたいというふうに思います。私のほうで資料を請求いたしまして、これまでの根の公害対策委員会運営費だとか、あるいは新宿町内会婦人部の視察研修事業、あるいは高座清掃施設組合処理場対策協議会研修事業、宮原地区の環境保全対策事業、以上のこれまでの事業の実績報告書を当局から提出していただきました。

それを拝見して、1つは、収支報告書の様式の中で、必ず事業の概要に関しての報告とあわせて収入と支出に関して様式がありまして、それによって報告されることになっているんですが、一方で、事業費の内訳しか記載されていない実績報告書があります。具体的には新宿町内会婦人部視察研修事業、それから高座清掃施設組合処理場対策協議会。この2つに関しては、事業費に関しての内訳はありますが、収入支出に関しての様式での報告がされていません。実はそのことを問いただしたら、その後に新たにまた収支精算書というのが当局からファクスで私のところに送られてきたんですが、では一体この提出された資料は何だったのかという話になるわけですね。

この収支精算書に関していえば、補助団体が作成をして補助金の実績報告をするというのは交付要綱に定められている事項ですよね。一体どれが正しい収支報告なのかというのがわからない状態なんです。事務執行上、ここら辺がどうなっ

ているのか。その点についてお伺いをしたいというふうに思います。

あわせて、いただいた実績報告書を見ますと、收受印、ここですね、高座清掃施設組合の受付ということに関して、すべての文書に関しては收受印を押すことになっていますよね。これは市も同じだと思うんですけども、なぜか番号が振られていないんです。ご確認をいただければと思いますけれども、これは一体どういうことなのかということですよ。もともとこれが原本のコピーであって、その原本自身に收受印の番号は振られていないのか、それとも何かの文書をつくって收受印を押したのか。明らかに高座清掃施設組合の文書管理規定に基づけば、この事務執行に関してはおかしいということになると思うんですが、その点に対しての見解を求めておきたいと思います。

次に、総務費の総務管理費、企画費、施設更新計画業務3,048万5,000円についてお伺いをしたいと思います。これは継続費としても設定をされておりまして、23年度から26年度までの施設更新の計画業務を委託として行う事業だというふうに思いますけれども、各年度ごとの更新計画の業務に関して、その主な内容についてまずは説明を求めておきたいと思います。とりあえず以上です。

◎議長（長谷川 光君） 事務局長。

◎事務局長（赤澤真二君） それではまず最初に、3,000万円の補助金に対する支出先、あるいは性格ということでございますけれども、これにつきましては私のほうで地域振興事業費補助金ということで整理させていただいております。これの原資につきましては、昨年3月の補正で第2処理場外壁等改修工事の減額による組合負担分の3,000万円ということでございます。このもとは1億2,000万円の塗装工事、9,000万円が起債分ということで、その組合負担分の3,000万円、これにつきましては中止するに当たりまして、議員さんにもご説明いたしましたけれども、地元へ還元したいということでご了承していただいております。また、地元へも約束したものでございます。

現在、組合におきましては、施設の30年度までの継続使用ということで昨年協定を結んでいただきましたけれども、これから施設更新の協議を始める大事な時期に当たっております。これまでの地元との協議に当たっての基本姿勢として、まず、うそはつかない、それから隠し事は絶対にしない、それから愚直なまでに正直で当たりたいというようなことで実行してきておりまして、地元との信頼関

係も非常に深まってきている状況だというふうに認識してございます。そこでこの補助金なんですけれども、地元との約束を目に見える形で示す、また、地元の要望が明らかになった時点で速やかに支出できるようにするため、補助金として整理させていただいた経過がございます。

具体的な補助対象につきましては、地元の3団体で協議しているところですが、健康診断等との言葉もありますけれども、その辺についてはまだ十分煮詰まっていないということで、現在のところはとりあえず予算化だけという形になろうかと思えます。いずれにしましても、地元へ組合として姿勢の具現化を図ることにより、今後の更新協議の早期妥結に向けた対応ということでご理解いただきたいというふうに思っております。

それから、先ほどの補助金関係につきましては、事業成績書というのと収支精算書というのがございます。これは要綱のほうで決められてございまして、先ほどの1枚送られてきたというのは別に他意があるわけじゃなくて、その時点でこれを添付し損なったことがわかりましたので、急遽、後からファクスで送らせていただいたということでございます。一応それぞれ事業成績書、あるいは収支精算書ということで整理はされているということでございます。これにつきましては要綱のほうで一応整理はしているところでございます。

また、收受印の番号ということで、これにつきましては本当に大変申しわけないんですけれども、私のほうで振り損ねたということで、おわびを申し上げたいというふうに思っております。

それから、3番目の施設更新計画関係につきましては、総務課長のほうからご回答させていただきたいというふうに思います。

◎議長（長谷川 光君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） 企画費にございます4カ年の継続費につきましてご説明をさせていただきます。本件につきましては、ごみ処理施設並びにマテリアル施設に伴います支援、もしくは計画準備ということで計画をさせていただいてございます。主な内容といたしましては、同施設に対します基本計画、基本設計、それと機種選定等に伴います各委員会の準備、事業者選定に伴います準備を予定してございます。平成23年度につきましては、基本計画の作成と各委員会の準備を予定してございます。具体的な内容といたしましては、各委員会の要綱の

作成、学識経験者等の人選につきましてやらせていただきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

◎議長（長谷川 光君） 再質疑ありますか。沖永議員。

◎（沖永明久君） まず地域振興費の補助金のほうに関してなんですが、経過に関して、第2処理場の外壁工事を中止してということについては聞いております。今、了承されたというふうにおっしゃいましたけれども、あれはたしか全員協議会の場での報告事項だったと思いますので、特に議会側として議決をしたり同意をしたということは――補正予算に関しては予算上はやっておりますけれども、そこは事実としては了承ととられるのはいかがなものかなというふうに思います。

ともあれ、この3,000万円に関して、いわゆる妥当性がどうかということは置いておいたとしても、今私が問題にしているのは、予算の計上の仕方の問題としてこれが適切なのかどうなのかという点について改めてお聞きをしたいんですけども、先ほどの答弁によりますと、団体の補助金の支出先も明確でない、あるいは事業補助なのか運営補助なのかも明確でない。そういった段階で予算計上することが、総計予算主義の原則からして適切なのかどうなのかという点からすると、私は、予算の編成上からいえば問題があるのではないかというふうに思います。

この地域振興補助金が、その是非に関しては置いておいてという話ですけども、もし妥当性があると仮定した場合に関していっても、もしそういうことが必要とするならば予備費で十分に対応できるはずですし、そうなった段階で補正を組んで、具体的に事業が明確になった段階で措置をするというのがやっぱり予算の原則ではないかというふうに思うんですが、改めて見解を求めておきたいというふうに思います。

次に、その他のこれまでの補助金の関係なんですが、やはりこれに関しても、私自身、これまでこういう視察なども含めて研修をされているということ自身を否定するものではありません。その上で、ただ、補助金というのは公金ですから、やはり透明性を最大限確保するという、あるいはそれが公金が使われている以上、全市民に対して説明できるものであるということは当たり前の話だというふうに思うわけなんです。そこからすると、先ほどの資料のことに関して言

えば、改めて収支精算書と事業成績書ですか、両方の書式がそろっているということであるならば、もう1度改めて資料を後ほど提出していただきたいというふうに思います。

収受印に関して言えば、これは基本的なことなんで、改めて事務執行として注意を促さざるを得ません。すべての文書に関しては、収受をした順番に日付の収受印を押す、番号を付していく。これは文書管理上の基本中の基本ではないかと思うので、それがなぜここであえて抜けているのかということに関して私は疑問に思っているわけですが、単なるミスということであるならばなおさら、そういった文書管理上、文書管理規程に基づいての執行を強く指摘をしておきたいというふうに思います。

あともう1つ、先ほど補助金の性格のところでも団体補助か運営補助かという話をしましたけれども、これらの補助金に関して言うと、すべて高座清掃施設組合地元対策補助金交付要綱第8条に基づくと。根拠とされているのがこの要綱で規定されているわけなんです。一方で高座清掃施設組合の地元対策事業の補助金交付要綱を見ますと、補助対象事業ということで3つ挙げられています。清掃処理施設地元対策事業、清掃施設先進市視察研修事業、その他組合長が必要と認める事業というふうにあるんですが、基本的にはこれは事業補助というふうに理解できるわけなんですけれども、これらの中には運営補助もまざっているんですね。大体が視察研修なんかの事業補助になっているんですが、具体的に申しますと、根の公害対策委員会に関しては、補助金が運営費補助というふうに事業名でも書かれているんですが、この辺については交付要綱の関係でいえば事業費補助というところが基本となっているはずなんですけど運営費補助ということで、運営費を補助しておりますけれども、この辺に関しても説明を求めておきたいというふうに思います。

次に、施設更新の計画の業務なんですけれども、これから委託をされるわけなんですけど、委託の仕様書を拝見いたしました。これはまだ案の段階でしょうかから、確定した段階でこれが入札等で業者が決定していく形になるかと思うんですけれども、これを拝見していきますと、各種の委員会というのは、1つは更新の検討委員会、それから技術委員会、それからアセス審査会、こうしたものの準備をこの4カ年の中で進めて実施もしていく。既に更新の検討委員会等に関して

のスケジュールからいけば来年度からという話になってきているわけなんです
が、この予算措置に当たって、先ほど全協の中の話にもなりましたが、地
元との協議との関係というのはどういうふうに念頭に置かれて、この更新計画の
業務委託をされるのかということですね。その辺について、要するに同時並行的
に行っていくということなのか、それともある一定の合意が達成された段階で具
体的にそういった各種の検討委員会を立ち上げることを含めて着手をするのか、
その点についてお伺いをしておきたいというふうに思います。

◎議長（長谷川 光君） 事務局長。

◎事務局長（赤澤真二君） それでは、先ほどと同じように1番、2番について
私のほうからやまして、施設更新関係については総務課長のほうから答弁させ
ていただきます。

まず、予算の妥当性ということで、予備費で行うのが筋ではないかというよう
なことがございましたけれども、私どものほうでもいろいろその辺については検
討を重ねました。結果的に予備費というのは予備費ですので、何に使われるかわ
からないというのが基本のございます。要するに、突発的な事態等が何か生じ
た場合には当然予備費から出てくる。それでいきますと、例えば予備費1,000万
円プラス3,000万円とした場合の4,000万円について、果たして地元から見たとき
に担保されているのかという疑問が生じてくるのかなということがございまし
て、今回はこういった形の地域振興事業費補助金ということで整理させていただ
いたものでございます。

それから、実績報告関係の番号関係、それぞれの事務手続がそのとおりに行わ
れていないということについては本当に大変申しわけないというふうに反省して
ございます。今後これについてはより厳しい目を持って行っていきたいというふ
うに考えております。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、根のほうの運営費、今回のこの部分については、根についても婦人
部についても、それから対策協議会の補助金についてもすべて、これは視察に行
ってもらっている経費でございます。そういった部分での記載の関係、それぞれ
の団体で事業名等を決めている部分もあろうかと思っておりますので、この辺につ
いては要綱に沿った形で今後直していく部分については直していくというようなこ
とで対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

◎議長（長谷川 光君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） 企画費のご質問についてお答えをさせていただきます。23年度につきましては基本計画ということで、私どものほうの準備の業務ということでございます。各検討委員会につきましては、当然これにつきましては地元の合意なくして進められるものではございません。さらに、今計画の段階ではございますが、この委員会につきましては、かなり大きな部分につきまして地元の住民の方のご協力をいただきながら進めていきたいというふうに考えてございます。したがって、業務の内容によりましては並行に進めますし、各委員会については地元の方のご協力を得てから進めるというような形をとりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

◎議長（長谷川 光君） いかがですか。沖永議員。

◎（沖永明久君） その地域振興費補助金の3,000万円に関しては、今事務局長のほうから予備費で計上した場合に関して何に使われるかわからないという話なんですけれども、そもそも補助金自身が何に使うかわからない状態なわけですよ。確かにおっしゃるとおり、地元の方々との審議ということに関しては理解できないこともあります。でも、それは審議であって、予算ということとは別個にやはり考えるべきことなんですね。予算に関しては厳格に、総計予算主義という原則を貫くのが財政規律の上で最も重要なことじゃないんですか。それを踏み外して、使途が明確でない、団体の支出先等も明確でない予算を計上するというのは、私はやはり明らかにおかしいというふうに思います。

あと、さっきの団体補助、運営補助に関してなんですけれども、根のほうのこれに関しても先進市の視察ということなんです。確かに根の公害対策委員会、収支を見ますと、これは21年度ですけれども、60万円の収支のうち27万円で先進市の視察研修を行っています。でも補助金額は45万円なわけですよ。残りに関していえば会議費で20万円支出されています。さらに消耗品費等で11万8,000円。明らかに運営費補助が含まれているわけです。この場合に、やはり厳格に適用しようとした場合に関しては要綱を変えるのか、あるいは補助のあり方自身を事業費補助に限定するのか、そこら辺のところを明確にする必要があるんじゃないですか。見る限りでは、いわゆる事業費としての視察も行われて、単に名称だけの問題じゃなくて、実態上も運営費としての補助も行われているわけですから、その

辺に関しては、要綱をどうするのかということの問題になるか、あるいは逆に事業費補助に限定するのか、その辺の検討が必要だと思えますけれども、見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

総じて、私が言っているのは、主に当局の側の事務執行上の問題として、やはりこの問題、地元のそういった方々の要望や考えということも尊重すべきですし、さらに全体としての透明性を高めていく。そうでないと逆に、変なところで不信感を生む結果になってしまいかねないというふうに思いますので、その点を事務執行上、補助金のあり方の問題、予算計上の問題、ぜひしっかりと対応していただきたいというふうに思います。以上です。

◎議長（長谷川 光君） 事務局長。

◎事務局長（赤澤真二君） 確かにそこでもって、根のほうから出てきた部分で収支精算書等で行っておりますけれども、これについては、確かに言われるとおり、運営費、道路清掃等も含まれていますので、そういった部分はあろうかと思えます。これにつきまして、その辺の精査、あるいは要綱等の関係、議員ご指摘のとおり、その部分については再度見直す中で、よりよい実績の透明性を図っていきたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

◎議長（長谷川 光君） ほかに質疑ありませんか。松本議員。

◎（松本春男君） 2点お伺いします。1つは35ページの施設修繕9億8,400万円。石川島でやっていて、ある程度お金がかかる。確かにかかるのはわかる。比較する場合、メーカー、また型式によっていろいろ違うことがあるので、1つは、東京のほうである程度集計している状況もあるんですけども、それも含めて、同じような機械を使っているところのそれぞれの状況の経費、そのあたりが本当に高座は妥当性があるかということと比較されているのかどうか。でないと、例えば石川島では何年、何年でやって10年間でどれくらいかかっているとか、そのあたりをやっていかないと、言われたまま払っていると大変な状況になるということで、ましてや高座の場合は本当にプロの専門家はなかなか少ない。前に私もそれぞれの自治体にある程度専門家を入れてもいいだろうと言ったんですけども、その経費の見方をどうしているか。

それからもう1つ、今、沖永議員も聞かれた23ページの周辺対策。私たちなんか、例えば周りの人とか、迷惑施設の場合というのは、やっぱり地元は本当に困

るといふことで、いろいろ地元対策というのは必要だと思うんです。それはもう事実。私はそれは、金額がどのくらいかは別にしても、地域との関係では必要だと思います。ただし、私たち議会としてやる場合は、じゃ、そのお金がどういうふうな形で対象者はどこかというのをやっぱりある程度出していかないと、あり得ないだろうけれども、極端に言うとも1人の人にどんと行っちゃったら大変な状況が起きるし、やっぱり状況、このあたりを含めて地元としてはどういうふうな話し合いのもと——要するに地元からもある程度要求が出ていると思うんです。要求が出ているから今回も予算計上されていると思うんで、地元からの意向というのはどういう項目の意向で、対象者は大体どの程度である程度やっているのか。何もわからないで出したというんじゃない、例えば地元とけたが違っていたら大変な状況ですから、地元の要求は話し合いの中である程度、詳しいのは別にして、この3,000万円の根拠になるような状況を、この2点の説明をお願いします。

◎議長（長谷川 光君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） 1点目の各施設の価格につきましてでございます。過去におきまして各設備ごとの単価比較というのはやってございます。具体的な例を申し上げますと、ボイラーチューブ、触媒等の補修のときには近隣の施設にお問い合わせをしております。さらに、石川島内部での単価比較というようなことも、一番情報交換をしているのが東京都町田市でございます。さらに平塚市。神奈川県下には3つの石川島の施設がございます。東京都下に2カ所。そのほか愛知、福井、岡山、大分、こちらに石川島の焼却施設があるというふうに記憶しております。その中でも東京都の2カ所、神奈川県では平塚市さん。箱根町さんはちょっと規模が小さいものですからなかなか該当しないということで、比べられるところは各設備ごとの単価比較は過去にやってございます。ただ、今松本議員のほうからご指摘がございました長期の年度による補修額の比較というのはまだ現在やっておりませんので、今後検討させていただければというふうに思います。以上でございます。

◎議長（長谷川 光君） 事務局長。

◎事務局長（赤澤真二君） 私のほうからは地元対策費3,000万円の関係でございますけれども、基本的にまだそういった部分では、沖永議員にもお話ししまし

たけれども、具体的に決まったものではないという部分はございます。ただ、その中で、昨年来話し合ってきた中では地元3団体、自治会、それから新宿の関係、根の町内会関係、委員会、対策協議会、そういうところがございますので、そちらのほうで話の1つとしては、健康診断等、がん検診、あるいはダイオキシンの検査というふうなものも出ていたかと思えますけれども、対象者的には新宿町内会、根の町内会が当たるかなど。例えば、もし健康診断ということになれば、市のほうでも健康診断をやってございますので、それに対する市民の負担金に相当するものを、一部になるか全額になるかは別にしまして、充てていくのかなというふうなことは想定はしてございました。以上でございます。

◎議長（長谷川 光君） 松本議員。

◎（松本春男君） まず施設のほうの関係は、1つの部品でやった場合に、それぞれの施設によって傷みぐあいも違うものですから、やっぱり建てて5年、10年、15年、20年ということで、ある程度年度が違っててもずらしてやると、お互いに無茶な要求をされていないか、ぴしっとした対応が……。

ある程度専門家が、詳しいのがいた場合は、そこだけ極端に安くなっている可能性もあるかもしれない。それは想定の話なんですけれども、前も、三市の職員の中でもある程度専門的に調査した職員もいるとも聞いていますもので、このあたりは今、高座の職員の人たちが技術的に弱ければ、やっぱりほかに先進的に、本当に石川島さんと対等にある程度やれる人もいるかもしれないものですから、ほかのほうを、例えば10年、20年とかスパンを考へてもトータルとしての経費を、やっぱり10カ所ぐらいの比較、項目をうまく並べてやっていただきたい。

それで、そういう資料はできれば高座の議員にある程度準備できましたと報告をいただければ、綾瀬の場合は私もこれから選挙がありますもので、次に出てこれるかどうかわからないんですけれども、やっぱり資料として見せていただければ、本当に高座の議員15人がそういうのを調べているとなると石川島さんだつて、例えばもう調査がうるさいんだつたら多少正当な値段で抑えようとなるかもしれないものですから、そのあたり、お願いします。

それから、お金の使い方今、局長のほうから、地元の声として健康診断なんかの声もありましたと。私の粗っぽい計算なんですけれども、海老名市さんの場合、基本健康診断の場合、自己負担が2,000円ですか。がん検診の場合は、想定

すると、1万円ぐらいかかるのに対して自己負担は3,000円ぐらいじゃないかなと。家族数とかやった場合に、あの地域、エリアが1万人ぐらいいれば3,000万円。全員受けなくてもある程度、それが実際に話し合いの中で変更になるかもしれないけれども、要するに何に使うかわからないけれども出すというのと、今の状況ではこういう項目のもとに払っていきたいという高座の考え方。地元の協議と変更したら、やっぱりそれは議会に、全協なんかを含めて、地元としてはこういう状況でこういう項目でやったんだけど、こういうふうに変更したいということで出ていますと。あと決算で出てきますから、私なんかはそういう見方でいくと3,000万円程度になるのかなと思うので、私が間違っているようだったら間違っていますと言ってもらいたい。間違っていなければ結構なんですけれども、局長のほうからお願いして、課長のほうも答弁をお願いします。

◎議長（長谷川 光君） 事務局長。

◎事務局長（赤澤真二君） ただいまの健康診断関係、あくまでもまだ仮定の話ということしか言いようがないというのが正直なところでございます。もしそういうふうな形になりましたら、当然3,000万円が上限というふうなことにはいかならないと思いますし、例えば複数年にわたるという考え方もひとつ出てくるんじゃないかなというふうに思います。そういった部分につきましては地元との協議の中で整理されていくべきだろうと、そういうふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎議長（長谷川 光君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） 各市町村さんによりまして、委託費でありますとか工事費でありますとか修繕料でありますとか、経費が分散されて計上されている場合がございます。単純にそれらを足してというようなことが非常に難しいということで今までやってこなかった経緯もございますので、その辺のところ、できるだけ集約した形で進めることができるか、今後ちょっと検討させていただければと思います。以上でございます。

◎議長（長谷川 光君） 松本議員。

◎（松本春男君） 地元対策というのはやっぱり必要だと思います。ただ、私はある程度根拠を組合として持っていないと、例えば距離の問題でいったら、今、目久尻川の反対側の藤沢市さんと地元の海老名市さんの問題だけ。距離だけ

でいくと、変な言い方なんですけれども綾瀬で今要求は出ていないけれども、同心円であればあった場合、綾瀬も引つかかるところもあるだろうし、逆に言うと綾瀬の場合は、綾瀬の車も通るし座間の車も通るとかあるから、今要求は綾瀬から出ていないんですけれども、やっぱりある程度組合としての客観的な根拠をつくっていかないと、じゃ、うちもうちもというふうな要求が広がることもあるものですから、根拠をやっていただきたいということを要望して、終わります。

◎議長（長谷川 光君） 要望でよろしいですか。

◎（松本春男君） はい。

◎議長（長谷川 光君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（長谷川 光君） 挙手多数であります。よって、議案第4号 平成23年度高座清掃施設組合一般会計予算については原案のとおり可決することに決しました。

本日提案された議案については全部終了いたしました。

最後に議長より平成24年の高座清掃施設組合議会の行事についてお諮りいたします。平成24年に予定しております議員研修会について、組合議会の行事として認め、実施してよろしいか、お諮りいたします。異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） ご異議なしと認めます。よって、議員研修会を組合議

会行事として認め、実施することに決しました。

これをもちまして会議を閉会といたします。議員の皆様には大変ご苦勞さまでした。

(午後0時1分 閉会)

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

平成23年3月30日

高座清掃施設組合議会議長 長谷川 光

高座清掃施設組合議会署名議員 沖 永 明 久

高座清掃施設組合議会署名議員 志 村 憲 一